

2025 年 4 月 1 日

お客様各位、ご関係者各位

改正労働安全衛生規則施行に伴う安全データシート（SDS）の改訂について

びわ湖ブルーエナジー株式会社

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび労働安全衛生法の定めにしたがって、提供する都市ガス 13A の SDS の一部改訂に関し下記の通りご報告させていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定内容

(1) 対象とする SDS ;

都市ガス 13A

(2) 主な変更点

改正労働安全衛生規則施行（2025 年 4 月 1 日付）に則った「名称等を通知すべき危険物及び有害物」対象物質等の表示

2. 公開時期

2025 年 4 月 1 日

以上

別紙

都市ガス 13A

番号・項目	変更前	変更後	注釈
15. 適用法令	該当法令の名称及びその法令に基づく規則に関する情報 1. 労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物※ <u>ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 及び別表第 9）</u> <u>※付臭剤に通知対象外となる 1 重量%未満のシクロヘキセンを含む</u> <u>・2025 年 4 月 1 日以降は、次の通り</u> <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1 重量%以上含む）</u> <u>（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、規則第 34 条の 2 及び別表第 2 等）</u> <u>※付臭剤に通知対象外となる 1 重量%未満のシクロヘキセンを含む</u> （以下略）		改正労働安全衛生規則の施行により、文章を改訂しました。
		名称等を通知すべき危険物及び有害物※ <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1 重量%以上含む）</u> <u>（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、規則第 34 条の 2 及び別表第 2 等）</u> <u>※付臭剤に通知対象外となる 1 重量%未満のシクロヘキセンを含む</u> （以下略）	

※補足；

労働安全衛生規則改正に伴い「名称等を通知すべき危険物及び有害物」の表示上の変更がありますが、前回の改訂以降、都市ガス 13A の化学物質としての安全性は変わっておりません。